

狭山市議会議員政治倫理審査会記録（第6日）

- ◇開催日時 令和7年5月9日（金曜日）
- ◇開催場所 第1委員会室
- ◇付託事件 千葉良秋議員の倫理規範に反する行為の存否についての審査の請求

午前 9時05分開議

◇出席委員 8名

広山清志 委員長

笹本英輔 委員

内藤光雄 委員

町田昌弘 委員

大沢えみ子 副委員長

田中寿夫 委員

福田正 委員

金子広和 委員

◇欠席委員 なし

◇審査会に出席した事務局職員

中島由夏 事務局次長

増田哲也 事務局主査

小川啓寿 事務局主幹

午前 9時05分開議

会議の公開・非公開について

審査会の公開・非公開について、本日の会議は公開するという事で諮った結果、異議なく、本日の会議は公開することに決定した。

なお、審査を進めていく中で、委員から非公開とすべきとの意見が出され、これに3分の2以上の同意があった場合には、その時点から非公開とすることもある。その場合、傍聴人には速やかに退場いただくことになる。

倫理規範に反する行為の存否に係る協議について

意 見

○内藤光雄委員 今回の政治倫理審査会の様々な審査の中で、まずは、ご協力いただいた方に感謝を申し上げたいと思います。

そもそも3名の議員から請求があって、この政治倫理審査会が行われておりますので、そのところにも少し触れさせていただきながら話をさせていただきます。

まずは、結論ということで申し上げますと、今回の事例に基づきまして、千葉議員の行ってきた行動、対応、発言については、狭山市議会議員政治倫理規程に定める倫理規範に反しているというふうに考えられます。その内容として、請願者に対して賛成をする、千葉議員の発言では、賛成するという立場でというふうに発言がありましたけれども、これは明らかに賛成を示唆するもの、賛成を表明した上で請願者と接触しているということが、今回の審査で事実となりました。

そういう中で、千葉議員からは、審査をしていく中でいろいろ調べていくと、賛成できることはなく反対の立場に変わった。いろいろな中でいけば、端的、平たく言えば気が変わったということだと思いますけれども、ここにおきまして、市議会議員、公務の中で議員として職責を全うする中で、市民や有権者に対して軽々に賛成する、反対するという事を早々に言うべきことではなく、しっかりと自分の中で調査をし、最終的な結論を導き出した上で、賛成する、反対するというのが、そもそも市議会議員の役割だというふうに思っておりますので、それに反し、早々に、軽々に賛成すると言ったことについては、その時点で倫理規範に反するというふうに考えております。

そういう中で、一部付け加えさせていただきますと、同じように趣旨採択についても、どういう形であろうが、趣旨採択ということを請願者に説明し、言わば趣旨採択というものを提議しながら、このことについても結果としては実行しなかった。千葉議員の弁明の中で、実行しなかった理由も語られておりましたけれども、それは、請願者に趣旨採択をすると言ったことに対しては、全く関係ないことだと私は思っております。そういうことであれば、これもやはり早々、軽々に趣旨採択

をするというようなことは言うべきではないということから、そういう形で請願者または今回請願を出した関係者の皆様方に対して、契約違反、約束を守らなかったということに値すると考え、倫理規範に反するというふうに考えられます。以上です。

○田中寿夫委員 私から申し上げます。

原稿をまとめてまいりましたので、読み上げさせていただきます。

千葉議員の弁明によると、8月17日、請願者からの電話で、紹介議員の件について副議長という役職の立場で紹介議員にはなれないと断っている。ところが、8月29日、請願に賛成すると、自ら請願者に電話連絡をし、上島珈琲店で請願者と会っている。その中で、請願内容について条件を出し、執行部批判、攻撃はしないように、また、話はプールの存続に絞るという条件を出した。請願者は、千葉議員の条件どおりに請願書を作成すれば、千葉議員が請願に賛成してくれると理解し、指示どおりに請願書の訂正を行った。議会議員政治倫理審査会での内藤委員による、千葉議員が請願者に対してサピオ稲荷山のPFI（RO方式）に詳しく説明しなかったのかという質問に、25日に金子議員を訪問し、VFMとプールを残すという両立について調査・相談しているので、紹介議員から請願者に情報が行くと考えたと千葉議員は説明しているが、金子議員は紹介議員ではなく議案審査する立場であり、請願者に対して説明する義務もない。このような発言は、審査会の審査委員に対してあまりにも無責任な発言と感じられた。

9月9日の審査までの千葉議員の行動について、執行部に対しての調査等の結果を請願者に報告するため、9月10日、議員控室で請願者と面談しているが、諸事情で請願を通すことが困難であるとし、調査の結果、市民全体の利益にはならないとして不採択の方向にかじを切ったと請願者に伝えたとしている。しかし、プールの存続の可能性について、事前に調査し、存続が可能と判断できる根拠などがなかったにもかかわらず、請願者に対して請願に賛成すると意思表示し、請願内容を修正させたが、その後の調査で、市民全体の利益にならないとして、9月13日の委員会審査に臨み、千葉議員は請願者の納得のいく十分な説明を行わないまま、採決で反対の意思表示を行った行為は、議員として、決して許されるものではない。

本来なら、千葉議員は請願に賛成すると請願者に約束した以上、請願者には賛成できなくなった状況を克明に説明を行い、了解を得るべきであり、趣旨採択のような言葉でごまかすことなく、委員会採決の際は、委員会室から退場し、採決の際、反対の意思表示をすべきではなかった。また、本会議においても同様で、不採択と決定した委員会報告に賛成したことは、誰の目から見ても、市民の信頼を裏切ったという行為と指摘されて、反論するに値しない。

また、副議長という職責でこのような請願者の意向に反する行為を行った上、今回の政倫審が開催されるまで、請願者に対して丁寧な説明や謝罪を行うこともなかったばかりでなく、周囲から促されながら副議長を辞任することに至ったが、その理由は一身上の都合として発表し、副議長とし

でも全く反省の色が見えない。

今回、千葉議員の一連の行動は、議会全体が市民から不信を招くものであり、狭山市議会議員政治倫理規程第3条における議員としての品位及び名誉を損なう行為があったことは明らかであり、厳しく処分を受けるべき行為である。

また、審査の中で明らかになったことは、本来、市議会に提出された請願の審査は、議会内で審議し、結論を出すべきであるが、千葉議員が調査のためと称して理由づけをして、会期中に市長や執行機関が議員を呼び出して審査内容に口を挟むようなことは事実であったことが判明している。また、請願審査が終わった後、本会議採択の前に、西武団地の自治会館で市長と執行部とが打合せを行った際、千葉議員が同席している事実も判明したばかりでなく、市長が別の議員を呼び出していることも分かったが、なぜ千葉議員は執行部の打合せに参加したのか、もう一人の議員を呼び出して何を話したのか、本会議の賛否を決する前だけに、このような行為が行われたのか今回の審査では不明であったが、結果として、議会の審査や賛否に執行機関が関わった可能性も捨て切れないため、本審査会の終了後、特別調査委員会を設置して事実解明が必要であるということを必ず議長に申し添え、報告すべきと考えている。

千葉議員は、市民から出た請願に賛成するとして、請願者に内容を変更させながら、委員会審査で反対の意思表示をした行為は、市民に対する背信行為であり、この行為によって市民から議会に不信を招いたのは明らかである。

以上の内容は、狭山市議会議員政治倫理規程第3条第1項第6号に抵触することから、その責任が問われなければならない。以上です。

○金子広和委員 多少の意見まで含めて私のほうも言わせていただきますが、千葉議員、一人の議員が行った行為ではありますが、市議会全体の責任だと市民らが受け止めてしまうことは当然だったのかなとは思いますが。狭山市議会会議規則の第141条にも、議員は、議会の品位を重んじなければならないと示されており、今回、千葉議員が行った行為には議会の品位と名誉を損なう倫理規範に反する行為があったと考えられます。

先ほど来、話は重複することはありますが、1点目としては、議長と共に議会を代表する副議長という立場でありながら一連の行為を行ったこと。根拠としては、副議長と書かれた名刺を請願者に渡しております。

2点目は、請願に賛成するとの約束をほごにし、趣旨採択と変更しましたが、さらにそれをもほごにし、平然と反対しており、請願人でもある市民をだます行為を行ったと思います。これも根拠としては、請願に賛成するので、審査中に執行部批判はせず、話はプールに絞るようにと要求した。千葉議員は答弁の中でアドバイスをしたと表現していたことは認めている。実際に、請願者は指示に従い、請願審査中は執行部批判の発言を行っておりません。その後、趣旨採択の動議を出すに変

更してきておりましたが、動議も出さず、何の説明もない中で、平然と不採択として反対しました。反対した理由の一つとして、サピオの存続にはPFIの成立が絶対条件だと思っているが、請願審査のとき、紹介議員でもある私から、PFIはどうしてもよい旨の発言があったからだと答弁しておりましたが、議事録の発言を確認しましたが、PFIはどうしてもよいなどとは一度も発言はしていません。

3点目ですが、議員の立場でありながら、市長側の執行部批判をさせぬよう、請願者らの発言を制限し、操作する行為を行っております。アドバイスをしたとの答弁でしたが、あまりにも請願者を見下しているのではないのでしょうか。

4点目としては、会期中の、それも請願の採決直前に市長らと接触し、請願の賛否を求める内容の協議を行ったこと、市長応接室で市長らと議論し、動議の提出から趣旨採択について了承をいただいたとのメールに対し、最終的に仕方がないと了承したのは市長だったと答弁しております。どれか一つの行為でも、大変重く受け止めなければならない倫理規範に反する行為であると認識しておりますが、複数の行為を行ったことは誠に遺憾であります。

請願者は、今さら千葉議員から何を聞いても意味がないと思っている。あれから半年経過したが、千葉議員からは一言の謝罪も弁解もない。こんなに市民を愚弄した不誠実が許されていいのか。大いに市議会全体の品位や名誉を傷つけることだと思っていると怒りをにじませていることから、審査会の判断により厳罰な措置を求めていると感じられます。

さらに、この政治倫理審査会での千葉議員の答弁は、請願者を置き去りにした、自分自身の保身のための答弁ばかりであり、二転三転する答弁も多く、事実と異なる答弁も複数確認できており、審査会やその委員に対しても真摯に向き合っていたとは言えません。

日本国憲法第16条には、何人も請願をする権利を有し、また、請願法第5条は、これを受理し、誠実に処理しなければならないと示されております。千葉議員のこの請願に対する一連の行為からは、誠実に向き合っているとは言えず、これら法律、特に請願法に対して抵触している疑いがあるのではないのかと大変危惧しております。

また、今回の審査会では、千葉議員と市長の接触とは別に、もう一人の議員と市長の接触に関しても千葉議員の関与があったことは判明しております。請願の賛否を求めるような行為があったことが疑われる以上、別の場で、例えば特別委員会や第三者委員会等を設置し、千葉議員と小谷野市長の請願審査に対する関連性及び市長ともう一人の議員の接触時にはどのような千葉議員の関与があったのか等についても事実確認をする必要が新たに生じてきたと考えられることから、改めて事実確認をする場の設置を強く求めさせていただきます。以上です。

○広山清志委員長 若干確認したいことがございまして、例えば、千葉議員の弁明のところで、事実と反する発言があったということもあったんですけども、皆さんに言っていただきたいのは、そういうのはどのような点とかそういうところを言っていただかないと、どういうポイントが倫理違

反なのかというところをやりたいので、先ほどあった発言で、そこに反する内容のどの部分が倫理規範に反するのか、どういうところが事実反するところかというところをもう少し掘り下げて言っていたらと助かるということと、倫理違反かどうかなので、遺憾であると言われても、すみません、どの部分が、遺憾というのはあくまでも遺憾ですので、この点が倫理違反、こういう理由で倫理違反であるというふうにできるだけ言っていたらというほうが、皆さんにも助かりますので、意見としては分かりますけれども。

○金子広和委員　ちょっと今の、意見が入っていましたけれども、先ほど一番初めに言いましたけれども、千葉議員が、要は請願に賛成すると言った部分が賛成しないという部分に関しては、完全に市民をだました行為だということに関して、間違いなくこれに関する議会の品位と名誉を損ねる、倫理規範に反しているというふうなことで、一言で言うとそこになる。

○町田昌弘委員　これまで、今回の政治倫理審査会を行った結果、私の考えを述べさせていただきます。

8月29日に千葉議員から電話があり、上島珈琲店で会い請願に賛成すると言った、このことは千葉議員と横田さんからも確認ができました。また、9月10日に千葉議員から呼出しがあり、市役所3階で会う。千葉議員は請願について、採択することはできない、不採択ですと話した。趣旨採択という話もしたという説明がありました。しかし、横田さんからは、趣旨採択に終始している、反対ということは一切なかったとの話でありました。ここは少し話の食い違いがありました。そして、9月13日の委員会採決では、千葉議員は趣旨採択の動議もなく反対を表明しました。千葉議員が請願に賛成すると言って、調査結果として不採択との判断に至ったのはやむを得ないことと思います。しかし、議員として、市民から相談されている請願について賛成から反対になったことは、きちんと説明して、理解していただく必要があったと思います。千葉議員からも、趣旨採択について横田さんのほうに十分理解していただけなかったということであれば、それはその場でもって説明する必要があったと思うとの発言がありました。8月29日に、請願の採択に賛成する、ただし、執行部批判はしない、対象はプールに絞ってくれとの話をしたことについて、千葉議員は、アドバイスで強制はしていないと言っていました。たとえアドバイスでも、請願に賛成することでのアドバイスであり、請願という国民に認められた制度を使った市民に対して議員が話したことは、大変責任があることだと思います。また、13日の採決後は横田さんには会っていないとのことですが、当初の、賛成すると言ったことを反対したのだから、このことは横田さんには会って説明と謝罪をする必要があったと私は思います。

このようなことは、狭山市議会議員政治倫理規程第3条第1項第6号のその他議員としての品位及び名誉を損なう行為を行ったことに該当すると思います。以上でございます。

○福田正委員 結論は後にさせていただいてよろしいでしょうか。

まず初めに、横田氏が最初に出向いた千葉議員宅訪問から現在に至るまで、双方での大きな葛藤と矛盾、苦悩を抱えながら本日に至っていることに、政治倫理審査会が設置され、政治倫理の存否を決定することに対し、私としては大変残念に思っている次第でございます。

まず、審査の過程で事実の確認と訴えのあった横田氏的心情等の聴取があり、前回の千葉議員の弁明にて本日政治倫理の存否を判断することになりますが、まず、千葉議員からの弁明から、今回のことを思い出しますと、横田氏から紹介議員として連絡を受けた8月17日から、アンコンシヤスバイアスに陥っていたということに気づかれましたとのこともあります。そこには、横田氏の請願を受け入れ、何とか請願内容に沿った形で議会に臨む姿勢がひしひしと私としては感じられました。横田氏からの、私は結果的に千葉さんにはだまされたと思っておりますが、だまされた自分がばかだったと思っております。なので、自分から騒ぎ立てる気持ちはありませんとあり、千葉議員いわく、それに対して、請願には賛成するつもりで調査に入っており、当然だますつもりなど毛頭なく、賛成するという立場の中で調査を開始していると述べております。誠心誠意調査したことは想像に難くなく、必死に執行部への調整や現地の確認等を行い、横田氏の請願に寄り添う姿勢がうかがえたことは、真意あることと思っております。

次に、千葉議員から、サピオ稲荷山プール存続についての請願であったことから、PFI（RO事業）のVFM成立とプールの存続が両立できないかという思いが強く働きましたと述べていますが、成立が非常に困難であると横田氏をはじめ請願した皆様、それと市民全体の利益にならない旨、判断したものであり、審査日の前日まで模索した結果であるとも述べております。横田氏いわく、千葉さんが請願に賛成すると言ったのは、当初は私の主張に賛同してくれて、後日になってぶれたのか、あるいは初めから私をだますつもりでうそを言ったのか、その真意は分かりませんと資料で記述されております。弁明では、千葉議員いわく、横田氏の趣旨に賛同したということではなくて、横田氏が要望しているプールの存続とサピオ稲荷山の両立ができるその可能性を必死の思いで調べておりました。PFI（RO事業）の成立要件でありますVFMを生み出せなかった、できる限り調査したものであり、だますとか、ぶれるとかということではありませんと重ねて述べております。

私が重視する点の一つにつきまして、千葉議員いわく、横田さんにPFI事業について詳細を説明しても理解されるのは難しいとの思いがあり、PFI（RO）の事業が成立しなければ、サピオ稲荷山そのものがなくなってしまうということ、そのような事態は絶対にあってはならないという思いが真意であり、理解されなかったことは非常に残念に思っているとの内容でございました。

ほかには、横田氏からは、権力に寄り添っている一部の議員にうんざりして失望していますと述べておりますが、それに対して千葉議員は、甚だ失礼な物言いであると感じていると反論しております。確かに千葉議員の行った活動に、どの程度の敬意を持って接していたのか、横田氏側にも問題がなかったのか考えさせられる部分でもございます。また、徐々に変化する状況下で、急速に不

信感を抱き始めた横田氏の心情もうかがえ、あるときを境に不信感と憎悪の念が強くなったことで、千葉議員に対し、聞く耳を持たなくなってしまう、冷静に理解することが困難であったのではないかと考えるものです。

例えば、千葉議員の弁明のくだりであります。9月9日の委員会の審査日、それ以降について、9月10日に横田、岩川両氏に控室においでいただきまして、請願採択に、期間的にも予算的にも困難である可能性であるというようなことをお伝えさせていただきました。調査の結果を基に説明させていただきましたしまして、不採択とせざるを得ないということを丁寧に伝えたつもりでございます。両氏にとっては大変残念な気持ちであったと思っております。幾ら丁寧に説明したとはいえ、残念だという気持ちを払拭できるものではありません。私が行った判断につきましては、請願者にとっても、市民全体にとっても、よい結果につながるものと確信しておりますとのことであります。

この日を境に、双方の関係性が悪化の一途をたどっていく姿が分かります。双方において、この状況での解決策が見いだせないまま現在に至っていると感じられております。そして、横田氏から謝罪請求等があり、千葉議員も中傷を受け不安定な日々を送っているものかと思っておりました。理解されないまま、さじを投げてしまい、自らの仕事をこのような形で断罪化されたことは無念であったことと同情に値するものでございます。私としては、本事案において、全ての事実が出そろっているか明確には分かっておらず、双方の言い分が平行線をたどっている状況であり、客観的に判断し、本日の審査会での千葉良秋議員の倫理規範に反する行為の存否については、留保が適当とさせていただきます。以上でございます。

○笹本英輔委員 幾つか、まず結論から申し上げますと、政治倫理審査会の今回の争点であります倫理規範に反する行為の存否という点については、これは倫理規定に反する行為があったと私も考えられると思われませんが、請求文にあるような、市民を欺く行為があったかということ、結果的に欺くことになってしまったということであって、本人にもともと欺くつもりはなかったんだらうなというようなことが散見されるというふうに感じられます。

その根拠としましては、まず最初に、請求者たる請願者の方と接触をしたというような日付についても、非常に記憶が曖昧であったり、その内容も非常にばらつきがありまして、非常に安定していないということと、あとは執行部に呼び出されて話をしたということについても、非常に内容が揺れておりまして、ここでもおかしな矛盾点といたしますか、執行部に対して、例えば趣旨採択をお願いしてもらって了承してもらったと言いつつも、結果、反対しているということは、執行部に了承してもらったと言っているんだとしたら、執行部も、それは別に何か了承したとかしないとかという話はなかったのではないのか。その場でも恐らくそういう話じゃなくて、恐らく執行部はただその話を、千葉議員がやりたいと思うというのを、そうですかって聞いただけというのを、恐らく千葉議員は了承したというふうに捉え間違えたのではないかというようなことですか、あとは、

そもそもが、執行部とそうした審査中に接触するという事自体も、以前からこれ、法的に直ちに違法であるということではありませんということも確認しておりますし、ただ、彼の行為が、だからそのまま違法性が高く、市民を欺く行為であるかということ、そうではないということが私は考えられるということをお願いいたします。

それと、もし仮に賛成するよという立場のまま、これが、千葉議員が意を翻して反対の立場に回らなかったとしたらということでも考えたときに、これって世に出てきたのかなって私は思うんですね。請願者の方は天にも昇る気持ちだったということもおっしゃってましたし、これってそのまま行ったら、事前に市民の方と接触をして、話をし、それがまとまって通過していったということであれば、これって、逆に言えば、反対の立場である市民の方がいらしたとしたら、そうした方々の期待を裏切る行為であるというふうにも逆には言えると思います。

ですので、そもそもが、議員として審査前に市民の方とお話をしているいろんな方の考えに触れる、または執行部と話をし、運営者側の意見に触れる、そういう機会は今後も多く設けていくべきですし、それ自体は違法性はないというふうには思っているんですが、それでもって、じゃ、私は事前に反対します、賛成しますという態度表明そのものが、やはり裏切られたと感じられても、これは否めないというふうには私は感じます。ですので、ここでは、違法性といえますか、議員としての品位や名誉を損う行為、これについてはあったとされても仕方がないだろうというふうには、冒頭申し上げたとおり、私も考えられるというふうには思います。

ただ、最後に意見としてこれも付しておきますが、全てにおいて、何か一挙一動、一投足を捉えて、これが直ちにリーガルかイリーガルかということについて、請求審査にかけるということについても、やはり慎重に行っていただきたいなということは思います。ですから、政治倫理審査会を閉じた後に、振り返りの機会なんかも設けていただいて、今後またこうしたことが、第2回のまた別の政治倫理審査会が開かれないことが期待されるんですけども、開かれてしまうことが起こってしまったときに、この進め方についても、今回を踏まえて、トータルに皆さんと振り返りをしたいということは、この場では軸が違っちゃうんですけども、今、意見として付しておきます。以上でございます。

○内藤光雄委員 千葉議員の弁明の内容についても話をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

先ほどの発言、少し重複する場面があると思いますが、賛成というものを伝えながら、結果、反対をしたということは、途中経過、いろいろなことが事象として起きたということは、これは事実であるというふうには受け止めておりますけれども、市民や有権者の方、関係者の方に大きな期待を持たせたということであったり、また、結果として勘違いを起こさせたということは、紛れもない事実なんだろうなということが1点。それには、賛成から反対、途中、趣旨採択の話をして

おきながらも、動議を出すことなく、何の意思表示も行わなかったという点、それと、その後、反対したことや趣旨採択の動議を出さなかったことに対し、途中で説明は幾つかあったということは話としてありましたけれども、その後、しっかりと当事者であったり関係者に説明やまた謝罪的なものが一切なかったことは、これはあまりにも市議会議員として不誠実な対応であろうと。この不誠実な対応だけを取り上げて、政治倫理規程の、議員としての品位及び名誉を損う行為に該当するというふう考えられるものであります。

それから、弁明の機会に幾つかの弁明をしていただきましたけれども、その中では、事情聴取の中で起きたことに対する失念であったりだと勘違いであったりということで、訂正を行う場面が幾つかありましたけれども、そこにつきましては、実際、この事象が起きて、かれこれ10か月程度、昨年8月から振り返りますと10か月程度が過ぎておりますので、様々な面で記憶が不確定のところもあるということから、これはやむを得ないかなというふうに思っておりますけれども、この弁明の機会の中でも幾つか政治倫理規程に反するという発言がありましたので、私から申し上げたいと思います。

まずは、1点目、横田さんという方が弁明の中で、請願者の横田利和さん以外に3名出てまいります。横田園の横田さん、元自治会長の横田さん、ソフトボールをやっておられる横田さん、この3人は、話の流れでは、よい人柄の横田さんとした上で、アンコンシャスバイアス、いわゆる思い込みで陥っていたと称して、請願者の横田氏を偏見視する発言がありました。これは、議員として、また、一社会人として、非常に憂慮すべき発言であり、弁明の名の下に請願者を見下す内容であり、また、反論をしているというところについては、反省しているというところはあまり受け止められなくしまったということでもあります。

それともう1点、横田氏の今の気持ちであります、権力にすり寄っている一部の議員にうんざり失望しているという内容に対し、甚だ失礼な物言いであると感じると発言しておりますけれども、これにつきましても、自分は、いわゆる千葉議員は、請願に対して賛成するために一生懸命やってやったんだと。いろいろ調べて請願者のためになるように一生懸命やってやったのにもかかわらず、失礼な物言いだという発言の裏には、自分上位、議員上位、市議会議員が上だ、そういう態度が大きく見えるものであり、市民下位、請願者下位、あくまでも自分が上位の立場であるということを証明しているものであり、反省はみじんも感じられないというふうに思います。

それから、先ほど申し上げましたように、10か月もたっておりますので、記憶が曖昧な部分もあるかと思いますが、最後に、SNSの資料について、これがどこから出されたものかも分からないという発言をしておりますが、太田議長の発言では、千葉議員から出されたものであるものは間違いなく、また、これを公開するに当たり、千葉議員と話をして千葉議員の了解を得た上で、なおかつプライバシーに関わる部分は黒塗りにして提出をしたというものが、太田議長から発言をされております。そのことに対しても、結果、太田議長と千葉議員のやり取りですから、どちらが

正しいということまでは言及できませんけれども、ここについても、最終的には守秘義務に抵触するというような発言が千葉議員からあるということは、弁明の中で、ここでも反論をしているということが考えられますと、実際の内容について信憑性は著しく低下し、その場しのぎの発言が多いというふうに関心されるものであります。

以上のことから、今回の事象を遡ってみますと、まずは多くの陳情が出されている点、それと結果として会派代表者会議の全会一致で政治倫理審査会を開催しなくてはならなくなった事象、このことについては、千葉議員が、市民、有権者に対して誠意ある対応をしていなかった、あまりにも不誠実な対応をしてきたからゆえに、このようになったというふうに関心づけられるものであり、千葉議員に対しては、反省と謝罪を求める決議に相当するというふうに関心しております。以上です。

○笹本英輔委員 今、内藤委員からも、そうしたところに相当するというようなお話があって、私も個人的には同感かなと思っておりますが、一方で、あくまで政治倫理審査会は、存否があったかということについて判断するものであって、その経過を議長に、正副委員長で取りまとめて報告していただくというものですから、あくまでお沙汰を言い渡すというところではないのかなというか、その重点、軽重を判断して、これに相当するからこうしてくれということをお願いするような会でもないのかなというところは個人的に思っておるので、気持ちはそうなのかなと思うんですけども、それはあくまで審査会を閉じた後に、議長から、もしそうしたことについて今後どうしていくというのを言い渡すということがあるとすると、他の政治倫理審査会の例で見ると、例えば、議長からの議場での嚴重注意ですとか、そうした例は政治倫理審査会上であるということは、私幾つか確認しておりますので、その後、それを受けて、また議会全体で今後の再発防止とその後について考えていく場を設けていけばよいのかなと思っておりますので、この場合は、そういうふうに関心まとめたらいかかなということは、私も一意見として申し上げます。以上です。

○内藤光雄委員 そこは十分承知した上で発言をしておりますので、存否があったかないかということを確認に伝えたいということの表れだというふうに関心止めていただきたいと思いますし、経過として、この審査会、8名の議員の中で構成しておりますので、その中でどういうふうに関心長がまとめて着地点をつくっていただくかということも関心上げておりますので、よろしくお願ひしたいということと、結果として、委員長、これまだ、今日9日で、23日の最終のところに関心まとめということになろうかと思っておりますので、そういう方向でまとめるといふふうに関心しておりますので、承知の上で発言させていただいたということです。よろしくお願ひします。以上です。

○金子広和委員 意見ということと、笹本委員も言っていましたけれども、あくまでも、そういうようなものを言う場ではないということは承知の上で一言言わせていただければ、私は、謝罪を求め

るというより、これまでの行為とか市民に対して行ってきたもの、また、今回の請願に関しても180名以上の同じく署名をしていただいた方たちを背負って請願者の方たちは来てもらっていますから、私の気持ち的には謝罪では済まない、議員辞職に値するのではないかというぐらいな事案だというふうには思っております。

あとは、先ほども、この後も特別委員会なり第三者委員会の設置がどうかという話もしましたが、一つ、市長の肩を持つわけじゃないんですけれども、今のままだと、千葉議員の答弁を聞いていると最終的な判断をしたのは市長でしたということを最後に言っていましたけれども、市長からは、そうじゃないということもあるかもしれない。私はそういうような場もつくってあげたほうがいいんじゃないかということもあったので、きちっとした話を聞いてあげたいなということで、意見として、先ほどこの場が終わった後も特別委員会なりそういったもので設置をしたほうがいいんじゃないかということも含めて一応言ったつもりですので、意見として言っておきます。あくまでも、市長の肩を持って言っているわけじゃないんですけれども、一応そういう形で公平に市長の意見も聞いてあげたほうがいいかなということではありますので、意見です。

○広山清志委員長 分かりました。

ちょっと確認なんですけれども、最終的には市長が判断したというのが記憶になかったので、どの部分の話になりますか。

○金子広和委員 過去の議事録見ていただければ分かりますけれども、福田委員が最後に聞いたときに、最終的に執行部のほうでしようがないという形でも判断してやったときは、これは、最後は市長が了承したということによろしいですかと言ったら、そのとおりですと。そのまま残っちゃっていますから。

○大沢えみ子委員 うちの会派からは私だけが参加なので、うちの会派のほうのご意見として申し上げさせていただければと思います。

うちのほうといたしましては、政治倫理規程に関して、第3条第1項第6号、その他議員としての品位及び名誉を損う行為を行わないことに対して、反すると思われるような行為があったと考えられる点といたしましては、請願に賛成すると事前に請願者に伝えていたにもかかわらず、最終的に反対をしたという点については、やはり違反行為があったというふうに思われるというふうに感じております。

ご本人、千葉議員自身はだますつもりはなかったということではありますけれども、賛成するというふうに述べたことは事実であるということは、この審査会で明らかになっております。口約束とはいえ、そうした、いわゆる契約の下に、横田氏のほうが自身の主張を修正し、千葉氏によれば

アドバイスであったということではありますけれども、そういった中で請願の説明を行っているという、このことについても事実というふうに確認されております。ご本人としては、誠実に対応したというようなご説明はございましたけれども、どのような経緯があったにせよ、当初の約束をほごにしているということは事実であり、これは虚偽とかいうよりは、契約不履行に当たるのだろうというふうに感じております。こうした点については、議員としての品位及び名誉を損う行為に該当するのではないかというのが、うちのほうの考えでございます。

また、不明というふうに考える点でございますけれども、市長との会合について、SNS等の資料というのが今回提出されております。今回提出されたSNSについては、9月11日、12日のものということでありまして、千葉議員は9日には反対にかじを切り、10日には請願者に不十分とはいえ、賛成できないという旨は伝えておられます。このSNSに書かれている会合については、その後に行われたものでありまして、この時点で既に千葉議員は請願に反対の意思はあったというふうに考えられておりますので、ここで何か物事がひっくり返ったということではないんだろうというには感じております。しかしながら、そもそも趣旨採択について、執行部に了承を得る必要はなく、この時点で、市長応接室で長時間の会合を行ったことが、結果として、趣旨採択の動議も出さずに反対に回った経緯の背景にあるのではないかと。それから、執行部から採択しないでほしいとの意向が、いわゆる執行部としては当然プールの存続はできないという立場で説明をしたはずですので、そうしたところでの意向が反映されたのではないかということについての疑義は拭えないということはあるかというふうに思います。

また、新たな疑念として、西武団地について、市長、前部長、現部長と会ったということについて、これは8月下旬というようなことではございました。請願が出されている内容について、会うこと自体は確かにあり得るというふうに思うんですけれども、議会外で市長を含めた幹部に会うということは通常のことなんでしょうか、市民の一般感覚からすれば異例のことなのではないか。そして、請願の判断については、意見を求めてはいないということではありましたけれども、執行部は当然に市の立場、プールの存続はできないということを当然説明されたというふうに思いますし、千葉議員がこの会合によって、いわゆる請願者の立場、賛成をするという立場から、市の立場、それはできないというふうに変った可能性は否定できないというふうに感じております。ただ、この点については、どのような話合いが行われたのかは、千葉議員のお話のみでございますので、この場に関しては、行為があったかなかったかということについては判断ができないというところで、別の場が必要ではないかという点は指摘をさせていただきたいというふうに思っております。

また、この間、請願の今回の審査会の中で、幾つか指摘をしたい点というのがございます。

今回、ほかの委員からもご指摘がありましたけれども、請願者に対して誠実な説明を怠り、かつ、間違った説明をされている点、ここについては、ご本人として受け止めていただきたいという思いでございます。PFI等について詳しくお話することは難しいことだとして、詳細な説明を行わ

ないまま、賛成と伝えている。一方で、反対に回った理由は、PFIのVFMが出ないというような詳しい説明をしたと言っているんですけども、事前に説明がないものを突然そのような詳しい説明をされても、それは理解できるものではないというふうに考えております。

また、趣旨採択について、不採択と同意義だと説明しておりますけれども、これは議長の発言にもあるように、不採択ということではない、通れば執行部に送付するものであるということですので、請願者に対して間違った説明をなさっておられます。しかも、趣旨採択の動議を出すことなく反対に回ったことについては、請願者に説明すら行ってないということでもあります。退席という選択を採らなかった理由としては、退席することによって請願が採択される可能性があり、市民全体の利益につながらないというふうに千葉議員が述べておられました。明確に反対する意思がこの時点で既にあったにもかかわらず、心情を酌みたいということで、趣旨採択だというような説明をされたことで混乱を招いているという点は指摘させていただきたい。

それから、記憶違いにより、初めて会ったのは5月ということで訂正をされているんですけども、そもそも政治倫理審査会に臨むに当たり、これまでの日程等は確認してしかるべきではないか。また、5月には、いわゆるサピオの請願を考えているという情報は既に伝わっていたはずであり、審査の時間が短かったとしてご説明もありましたけれども、5月からということで考えれば、4か月間は審査期間はあったということを考えれば、十分に調査の時間はあったのではないかというふうに考えております。こうした点につきまして指摘をさせていただきたい。

そして、最後に、13日の審査後から請願者には会っていないということですが、少なくとも趣旨採択から反対に回ったという経緯については、説明と謝罪等があつてしかるべきであろうということについては、私たちの会派としては千葉議員に対して受け止めていただきたいというような意見があつたことを申し添えさせていただきます。私のほうからは以上です。

○内藤光雄委員 今回、存否に関わることでなくて、委員の発言について確認したいんですけども、よろしいですか。

福田委員に申し上げます。留保っておっしゃったんですけども、いつ決定をするんですか。

○福田正委員 今のところは、まだ考えておりません。まだこれが、成り行きがこのままどうなるかということが、まだはっきり分かっていないという現実、また、これから、この後になつていろいろな事実がまた出てくるという可能性もあるということも考慮いたしまして、留保ということとさせていただきます。以上でございます。

○内藤光雄委員 ということは、審査を継続しろということですか。

○福田正委員 継続しなくても、その辺のあれというのは出てくるものというふうに、過去のいろんな事例を見ますと、出てくるようなことがあるということも、100%ないということではないと思っております。

○内藤光雄委員 福田委員に申し上げます。そういうことであれば、福田委員として結論を出せないという理由を明確に述べて、審査の延長を申し出るとか、審査の継続を申し出るとか、この点について不明なので、審査を掘り下げるべきだとかというのをきちんとこの場で説明しないままに、この後、何が出てくるか分からないから、ただ留保するというのは、あまりにも無責任な発言のように感じるんですけども、他の委員も何かありましたらあれですけども、私はそのように思いますので、留保という意味がよく分からなくて、この後、どうするのかということで、こういう質問をさせていただきまして、かつ、今、私が申し上げたように、そういう中でいきますと、政治倫理審査会が実際結論的なものを出せないということになりかねませんし、その理由も明確に発信されておられませんので、私のほうからこういう質問をさせていただきました。以上です。

○福田正委員 今回の内容につきましては、自分でも熟知した結果でございます。それにつきましては、なぜ一番、二択の中で選ぶということよりも、第三の選択肢があってもいいのではないかとというふうに自分の中で考えた次第です。というのは、自分がまだその中で全部消化し切っていないものがあつたということがございます。それと、ここで、私、今、全部発言したとおりが、現段階での全てでございます。ですから、あえて皆様にお話しするというに関しましては、また時間が来ればまた別でしょうけれども、今の段階ではそのつもりはございません。

○笹本英輔委員 今、福田委員がおっしゃった内容については、現時点でこれまでの審査の経過を見るに、いろいろ考えるとところがおありだなというようなことで、それというのは、ほかの委員さんがどういった向きのまとめ発言をされるかということが、今後、自分としても、もちろん政治倫理審査会がこれで一つの結論を出すわけですけども、一因としても判断してはいたんですが、今、なかなか最終的な決定に至らなかったということなので、それは責任を持って審査に臨んだんだけど、結論としてはなかなか出なかったというふうに私は受け止めたので、それは一つの意見の形として尊重すべき点もあるのかなと思いますので、今後、正副委員長から取りまとめをしていただいた案をお出しいただいたときに、そうしたところで福田委員からまたそのときに最終的な取りまとめ案ですとか、皆様の本日のご意見を聞いたことを踏まえて、また今後、そうしたお考えが表出されてくるんだなということを私は期待しているところかなと思っていますので、今はそれも一つの意見であるというふうに受け止めるべきかなというふうには考えます。以上です。

○福田正委員 ありがとうございます。ただ、時間的な余裕がそれほどなくて、それでかなり拙速にやっているという部分も、これはないとは言えない部分というのがありました。実は、もっとある意味、千葉議員からの弁明、その弁明の前に、もっとお話を聞きたかったなということもございます。また、それと、横田氏に関しましても、実際にどこからそういう形に、何が原因でそういうふうになってきたのかという、その詳細も、この中でははっきり分かっていません。皆さん、それがどういうふうにして、この文章の中から酌み取ったものかということは、私、非常に不思議なんです。ですから、そういうことも踏まえまして、私は最終的な結論を出したものでございます。以上でございます。

○広山清志委員長 意見としては分かりました。

留保ということですので、今回、まとめる中では、留保という形しかできませんので、倫理違反があったなしというところに影響がなくなってしまう意見ということになってしまいます。そこは承知いただければ、だから、今回、議長に提出する部分ではあまり反映は、留保という意見もありましたという形しかできませんので、そこはご承知いただければと思います。

○広山清志委員長 私のほうから最後に、ほぼ出尽くしましたし、内藤委員の意見に一番近い部分がございますので、ダブる部分は言いません。ただ、最初にボタンのかけ違いが始まっているのが、最初に横田さんと千葉さんが話したところで、請願に賛成するということで、横田氏の趣旨に賛同したということではなくというふうに千葉さんがおっしゃっておいりました。趣旨には賛同していないと。要は、PFI（RO方式）の形で残るんであればということで、是が非でも請願の中での申出というか、趣旨に沿ってということの賛成ではないよという言い方をされておいりました。そこからボタンのかけ違いが、千葉さんの中の思いと請願者のこれで請願が通るんだというところの気持ち、まるっきりここから合っていないところからスタートしております。これは完全に説明不足かなと思います。PFI（RO）が難しいから説明しなかったかもしれないですけども、それを、それに対していろいろ調べた上で賛成のつもりだということなので、完全に説明不足と私は考えております。そういう意味で、議員としてはあり得ないことかなと思います。

かなり専門用語を出されているんですけども、市民にとっては、賛成していただけるか反対か、そこがメインですので、賛成すると言われれば、後の説明はなかなか頭に入ってこないのが普通だと思います。反対するといった場合も、どういう理由かというのはなかなか頭に入ってこないというところがあるので、市民と議員ってすごく、議員としてはいつもどおりの説明かもしれないですけども、より市民に対しては分かりやすく説明しなきゃいけない部分が非常に欠けていたというふうに感じています。複雑な問題なんですけれども、それを説明しなきゃいけないです。

説明したよと千葉議員はおっしゃっていたんですけども、横田さんからすれば、反対は反対で

いいんですよ、ちゃんと説明してもらえればよかったのというふうにおっしゃっていたので、その部分、まだうまく説明できていない。情報を持っているのは議員側ですので、議員が全て説明しないと、そこはいけなかったかなと思います。そういう立場の差もありますので、それについては、議員として説明するということについての配慮が欠けていた、その部分は結果として欺いたように見えてしまいますけれども、千葉議員は、もちろん一生懸命やったとは思いますが、それについての説明がないという意味では、若干市民に対して、欺きとは言いませんけれども、市民の方にいろんな意味で説明不足、これでいいんだろうというような見え方があったのかなというふうには感じておりますので、その部分については、私は適正に欠けるというふうに思っております。私のほうは以上です。

○金子広和委員　そういう話で、今、委員長言いましたけれども、例えば、横田さんの、請願者に対して説明はそういう形で分かります。ただ、前にも言いましたけれども、私の事務所に来て、3時間以上、同じような、賛成しますよ、だからお願いしますよということをやっていると。これ、議員対議員ですから、それに関しては、詳しい説明も別に要らないわけですよ。分かっている中で話をしている、賛成をしますとずっと私に対しても言っている。これに対して、何の説明もなく反対しているわけですから、これは横田さん（請願者）に対するものと議員に対するものとして、分かっている話、賛成すると言っている以上、請願者に対しても、しっかりそういうことをこちらからもお願いしますよと言われておりますから、その辺に関しては、千葉議員は、賛成する、説明も分かっている、言っていることは私も分かっているということは、請願者も分かっているというふうなことにつながるというふうに思っていますので、若干委員長おっしゃるような、その辺のところのかけ違いはあるのかなというのはありますけれども、私としては、賛成すると議員に言っている以上は、話は分かっている賛成するんだろうということは思っていますよ。一応、だから委員長の言っていることも分かりますけれども、千葉さんは、もともと賛成するということをやっているのは、プールを残すよということも含めて、初めから賛成するという気持ちはあったのかなとは思いますが、どこで変わったか分かりませんが、一応それだけ付け加えさせておいてもらいます。議員に対しても同じように言っていますよ。市民だけじゃなくということです。

(休憩)

○広山清志委員長　では、皆さん、ご意見、ご協議いただきまして、ありがとうございます。狭山市議会議員政治倫理規程第7条の第1項において、審査会は審査請求の審査が終了したときは、当該審査の結果を書面により議長に報告しなければならないと規定されておりますので、本日協議した結果を書面に取りまとめ、議長に報告することとなりますが、議長への報告内容である審査結果のまとめの作成につきましては、正副委員長で行いたいと思います。正副委員長案については、作

成でき次第、委員の皆様にご確認をお願いしたいと思いますので、その旨、お含みおきください。

あと、今回、皆様から意見いただきましたけれども、ほぼ皆様からは、千葉議員に対しては、何らかの市民を欺き侮辱している行為があったであろうというふうなご意見をいただきましたので、そういう形にはまとめようとは思っております。

その他

○広山清志委員長 その他、次回の審査開催スケジュール等について、前回確認させていただきましたが、改めて、もう一回確認させていただきたいと思っております。

第7回の審査会につきましては、5月23日金曜日午前9時から開催することとしております。第7回審査会においては、正副委員長で作成した議長への報告内容である審査結果のまとめについて、委員の皆様はその内容を提示し、了承いただき、それをもって、狭山市議会政治倫理審査会を終了したいと考えております。

スケジュールと内容は以上となります。このように進めてよろしいでしょうか。

○金子広和委員 今の話だと、正副委員長で決めた内容を了承していただきたいと今委員長おっしゃいましたけれども、当然ながら、それを見ながら訂正なりはあるということでもよろしいですね。確認です。

○広山清志委員長 そうですね、はい。

以上をもって本日の審査を終了し散会。午前10時33分